

東濃圏域における連携体制及び協議経過報告

【1】基幹相談支援センターの運営

- ◎基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、あらゆる障がいや困難ケースに対応した専門的・総合的な相談業務を行う機関で、障害者総合支援法に基づき、市町村が設置又は委託します。
- ◎東濃圏域では、東濃5市が連携して基幹相談支援センターの仕組みを整備し、平成 31 年4月から東濃圏内6箇所の相談支援事業所に「東濃基幹相談支援センター」の運営を委託することにより、緊急時及び総合的・専門的な相談に対応できる体制を整備しました。

東濃基幹相談支援センターの運営事業所（以下「基幹運営事業所」と表記します）

陶技学園相談支援センター、相談支援センターリンク、はなの木苑指定相談支援事業所、ホーリークロスセンター、恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター、障害者生活支援センター結

◎平成 31（令和元）年度の活動報告

※各実績は基幹運営事業所 6 箇所の合計。件数は事例件数（相談回数ではない）。

1. 総合的・専門的な相談支援

関係機関等からの相談を受け、基幹運営事業所の各相談支援専門員が困難事例に対する助言・同行訪問等を行っています。

総合的・専門的な相談支援	207 件
うち、関係機関からの相談	73 件
うち、相談支援専門員からの相談	40 件

【相談内容の例】

- ・障がい者が家族から虐待（おそれがあるものを含む）を受けた
- ・障がい者が高齢の家族に対して虐待行為を行った
- ・主な養護者の介護を受けられなくなった
- ・複合的な問題を有する家族への介入

2. 地域の相談支援体制の強化

特定相談・委託相談・基幹相談の重層的相談支援体制の整備・定着を目指し、取り組みを進めています。

- ①地域の相談支援事業者への助言・指導
委託相談、特定相談支援事業所の相談支援専門員からアセスメントやプランニングの方法、支援方針等についての相談を受け、助言・指導、ケース会議への同席（随時）
- ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援
研修会（2回）、事例検討会（グループスーパービジョン）（隔月）
- ③地域の相談機関との連携強化
委託相談支援事業所との連絡会議（5回）
- ④自立支援協議会（地域総合支援協議会）の運営
東濃各市における全体会・専門部会等の運営支援（適宜）

3. 地域移行・地域定着の促進

基幹運営事業所の各相談支援専門員が医療機関・施設と連携し、地域移行とその後の地域定着支援を実施しています。（件数は来年度より詳細に集計予定）

4. 権利擁護・虐待防止

上記1の相談件数のうち、85 件が虐待等の緊急事例又は困難事例への対応となっています。

5. 運営及び地域課題に係る情報共有・協議

東濃基幹相談支援センター運営会議を開催しています。（毎月）

- ・参加者：東濃 5 市障がい福祉担当係長、基幹運営事業所の各相談支援専門員
- ・内容：相談対応ケース報告、地域生活支援拠点等の整備に係る協議、情報交換等

【2】地域生活支援拠点等の整備

- ◎地域生活支援拠点等とは、「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して生活できる支援体制を整備するものです。緊急時の相談支援体制や受入体制を確保するとともに、施設・親元からグループホーム・一人暮らし等へ生活の場を移行しやすくする支援として、体験の機会を提供する体制を確保します。
- ◎東濃圏域においては、障害者支援施設等の社会資源の数が限られる中、圏域内の複数の事業所が分担して機能を担う「面的整備型」で整備することとし、東濃5市が連携して継続的に協議を進めています。
- ◎拠点等の5つの機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)のうち、「相談」については、東濃基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を整備したところですが、今後は令和3年度中に「緊急時の受け入れ・対応」の機能を整備し、順次その他の機能についての検討を進めるとともに、瑞浪市地域総合支援協議会等の場を活用し、運用状況の検証や課題の検討を行いたいと考えています。

(協議経緯)

平成 30 年度～	東濃5市係長会議における継続協議
平成 31(令和元)年度～	東濃基幹相談支援センター運営会議における協議(毎月)
令和 2 年度～	事業所説明会開催(多治見、土岐・瑞浪、恵那・中津川の3会場)

【3】成年後見制度に係る中核機関の設置

- ◎詳細は、資料6「第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画(案)」の P49～P50 をご覧ください。
- ◎東濃圏域では、これまで「特定非営利活動法人東濃成年後見センター」に成年後見制度運営業務を委託してきました。中核機関の設置についても、同センターへの委託を念頭に、令和3年度から稼働できるよう東濃5市が連携して継続的に協議を進めています。

(協議経緯)

平成 30 年度	家庭裁判所多治見支部主催による意見交換会(東濃5市参加)
平成 31(令和元)年度～	東濃圏域関係機関による協議(年6回程度。東濃成年後見センター、家庭裁判所多治見支部、東濃5市高齢・障がい担当者が参加。)

【4】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

- ◎精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育を包括的に確保した地域包括ケアシステムの構築が求められています。推進にあたっては、保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設け、顔の見える関係を構築し、地域課題を共有しながら取り組むよう国が示しているところです。
- ◎東濃圏域では、精神科病院の利用状況や保健所の管轄範囲において各市の共通項が多く、課題も人員も共通することが想定されるため、各市単独ではなく東濃圏域全体で関係者間の情報共有や協議を進めていく予定です。

(協議経緯)

令和2年度～	東濃圏域障がい者総合支援推進会議<精神障がいケア部会>(精神科医療機関、相談支援事業所、県(保健所)、市(保健・福祉)が参加)
--------	---